

す、○中この殿は北の政所二所おはします、この宮々の御母うへと申は、土御門左大臣雅信のお
と○の御むすめにおはします、其雅信のおと○は、亭子のみか○多の御子、一品式部卿宮敦實
のみこの御子、左大臣時平のおと○の御むすめばらにむませ給へりし御子なり、其まさのぶの
おと○のむすめを、今の入道殿下の北政所と申なり、そのはらに女君四と○ころ、をどこ君二とこ
ろぞおはします、其御ありさまは只今のことなれば、みな人見たてまつり給ふらめど、ことばつ
づけ申さんと也、○中女○の御さいはひあるは、この北の政所きはめさせ給へり、御門東宮の御母
后とならせ給ふ、あるは御おやよの一人にておはするには、御子も生れ給はねども后にゐさ
せ給ふめり、女○の御さいはひは、后こそきはめておはします御事なめれ、されどそれはいと所せ
げにおはします、いみじきとみの事あれどおぼろげならねば、えうとかせ給はず、ぢんやぬれ
ば、女房たはやすくこゝろにまかせてもえつかまつらず、かやうにところせげなり、たゞ人と申
せど、御門東宮の御むばにて、三后になすらぬ御位にて、千戸のみふえさせ給ふ、年官年爵を給は
らせ給ふ、からの御車にていとたはやすく御ありきなども、中々御身やすらかにて、ゆかしうお
ぼしめしける事は、よの中のものみ、なにの法會やなどあるをりは、御車にても御さじきにても
かならず御らんずめり、うち東宮みやとわかれとこそをしくておはします、いづかた
にもわたりまゐらせ給ひてはさしならびおはします、たゞ今三人后東宮女御關白左大臣の御
母、みかど東宮はた申さず、おほかたよのおやにて二所ながらさるべき權者にこそおはします
らめ、○中殿の御まへは卅より關白させ給ひて、一條院三條院の御時よをまつりごち、わが御
心○のまゝにておはします、に、又當代○後九にて位につかせ給ひにしかば、御とし五十一にて
攝政させ給ふとし、わが御身は太政大臣にならせ給ひ、攝政をばいまの關白おと○頼○にゆ
づり奉らせ給ひて、御年五十四にならせ給ふ、寛仁三年つちのどのひつと三月十八日、夜中ばか